

介護保険が適用される福祉用具

● **貸与** 本カタログにおいて対象となる商品は、TAIS(タイス)・JANコード等が表示されています。

介護サービス計画作成時に、ケアマネージャーや指定居宅サービス事業者にご相談ください。
在宅サービスの支給限度内での利用が可能です。但し、要支援・要介護の状態に応じて、利用条件があります。
介護保険から福祉用具を貸与できるのは都道府県知事から指定を受けた「指定福祉用具貸与事業者」です。

種 目	摘 要
①車いす	●普通型車いす(自走用)・普通型電動車いす・手押し型車いす(介助用)
②車いす付属品	●クッションパッド・電動補助装置・テーブル・ブレーキなどで車いすと一体的に使用されるもの。
③特殊寝台	●背部、もしくは脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの。 ●床の高さを無段階に調整する機能があるもの。
④特殊寝台付属品	●サイドレール・マットレス・ベッド用手すり・テーブル・スライディングボードで特殊寝台と一体的に使用されるもの。
⑤床ずれ防止用具	●エアーマットと送風装置または空気圧調整装置からなるエアーマット。 ●水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等。
⑥体位変換器	●空気パッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの。(体位の保持のみを目的とするものを除く。) ●伏臥位から座位への体位変換を行える起き上がり補助装置。
⑦手すり	●取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑧スロープ	●段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑨歩行器	●二輪、三輪、四輪、六輪のものは、体の前および左右を囲む把手等があるもの。 ●四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
⑩歩行補助杖	●松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフトランドクラッチまたは多点杖に限る。
⑪認知症老人徘徊感知機器	●要介護者が屋外へ出ようとした時や、ベッドや布団等を離れた時など、センサーにより感知し、家族および隣人へ通報するもの。
⑫移動用リフト(吊り具を除く)	●床走行式、固定式または据置式であり、かつ身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅の改修を伴うものを除く。) ●居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 ●斜め方向に移動できる階段移動用リフト。

● **販売** 本カタログにおいて対象となる商品は、価格が青色表示されています。

商品を選定する前に必ず保健師等やケアマネージャーと相談して下さい。
要支援、要介護認定された方に年額10万円(税込)を限度として自己負担1割で適用されます。(償還払い方式にて)

種 目	摘 要	掲載ページ
①腰掛便座	●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ●電動式またはスプリング式で便座から立ち上がりの補助機能があるもの。 ●ポータブルトイレ	118~131 138~139
②特殊尿器	●尿または便が自動的に吸引されるもので、高齢者または介護者が容易に使用できるもの。	132
③入浴補助用具	●入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・シャワーキャリー・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴介助ベルト	59~75, 78
④簡易浴槽	●空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事をともなわないもの。	76
⑤移動式リフトの吊具	●移動用リフトに連結して使用するつり具(体を包んで支える部分)	214~215

介護保険が適用される住宅改修

本カタログにおいて対象となる商品は、価格が緑色表示されています。

事前の申請が必要です。改修する前に必ず保健師等やケアマネージャーと相談して下さい。

要支援、要介護認定された方に、20万円(税込)を限度として自己負担1割で適用されます。(償還払い方式にて)

種 類	内 容	掲載ページ
①手すりの取付け	●廊下・便所・浴室・玄関等に転倒予防や移動、移乗動作の助けになることを目的として設置	137~138 203~208, 214
②床段差の解消	●敷居を低くする工事 ●スロープを設置する工事 ●浴室の床のかさ上げ 等	209~210, 212
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更	●畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更(居室) ●床材の滑りにくいものへの変更(浴室) 等	—
④引き戸などへのドアの取り替え	●開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等へ新設・取り替える ●ドアノブの変更 ●戸車の設置 等	—
⑤洋式便器等への便器の取り替え	●和式便器を洋式便器に取り替える	—
⑥その他これらの工事に附随して必要な工事		—

●指定事業者には福祉用具の「専門相談員」がいます。

●貸与、販売、住宅改修に係る金額等、詳細については福祉用具「専門相談員」「ケアマネージャー」に相談ください。

●販売や住宅改修の場合は指定事業者で行い、あとで係った費用の9割を市町村が払い戻してくれます。